

令和元年第12回教育委員会会議

令和元年8月21日

午前10時45分 開会

1 開会宣言

○葛西教育長 それでは、引き続き令和元年第12回教育委員会会議を開会いたします。
会期は本日限りといたします。

本日の会議の欠席者を教育総務課長から報告願います。

○長谷川教育総務課長 本日、全員出席、欠席者はいません。また、協議事項の説明者として、こども未来課青少年育成室の渡瀬室長に来ていただいています。

以上です。

○葛西教育長 傍聴者はおみえですか。

○川喜田教育総務課主事 傍聴者はありません。

2 会議録の承認

○葛西教育長 では、さきにお渡ししております令和元年第5回から第9回の会議録について、何かございますか。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○葛西教育長 それでは、承認といたします。

3 会議録署名者の決定

○葛西教育長 それでは、会議録署名者の決定に移ります。

お諮りいたします。

本委員会の会議録署名者として、渡邊委員と鈴木委員とでお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○葛西教育長 ご異議がないようですから、提案どおり決定いたします。

4 議事

○葛西教育長 これより議事に入ります。

本日の議事は、議案1件、協議事項1件、報告事項3件ですが、協議事項、令和4年度以降の四日市市の成人式について、報告事項、平成30年度決算について、令和元年度8月補正予算については、今後市議会等で審議、検討される事項であるため、非公開で審議する必要があると考えます。

委員の皆さん、ご異議ございませんか。よろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

○葛西教育長 ご異議がないようですから、後ほど非公開にて審議いたします。

(1) 議案

議案第31号 四日市市文化財保護審議会への諮問（文化財指定解除：古萬古 赤絵龍文大鉢 赤絵斗鶏文雪輪手鉢 灰釉鶴亀陽刻文茶碗）について

○葛西教育長 それでは、議案の説明に入ります。

議案第31号、四日市市文化財保護審議会への諮問についての説明をお願いします。

○川尻社会教育・文化財課長 社会教育・文化財課、川尻でございます。よろしくお願いいたします。

2ページ、議案第31号、四日市市文化財保護審議会への諮問（文化財指定解除：古萬古 赤絵龍文大鉢 赤絵斗鶏文雪輪手鉢 灰釉鶴亀陽刻文茶碗）についてでございます。

四日市市文化財保護条例第6条に、四日市市指定文化財の解除の条文がございまして、解除するときには、指定のときと同じように、委員会はあらかじめ四日市市文化財保護審議会に諮問するものとするとしております。

これに伴いまして、文化財保護審議会への諮問についてお諮りいたします。

4ページの議案参考資料をごらんください。

今回の案件は、古萬古3点の指定の解除でございます。

解除の理由としましては、所有者変更の届け出がございまして、所有者が四日市市在住の方から市外在住の方になります。それに伴いまして、市指定文化財の所在地が市外になります。本来は、そもそも市域内に存する有形文化財のうち、市にとって重要なものを市の指定文化財として指定すると条例にありますので、所在が四日市市でなくなるものについて、指定解除の諮問をするまでもないのかなと思っておりますけれども、今の条例上は解除のときは諮問をするということになっておりますので、今回議案としてお諮りさせ

ていただきます。

説明は以上でございます。

○葛西教育長 所有者の方が変わりましたして市外に転出されると。文化財も市外にということになってしまいますので、解除をとということになります。

これはよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○葛西教育長 では、採択といたします。

(2) 報告

1 委任事務の報告(平成30年度中に教育委員会が行った行政処分について)

○葛西教育長 それでは、続いて、報告事項に入ります。

委任事務の報告、平成30年度中に教育委員会が行った行政処分についての説明をお願いします。

○長谷川教育総務課長 教育総務課でございます。よろしくお願いたします。

1枚資料で、委任事務の報告(平成30年度中に教育委員会が行った行政処分について)という資料をよろしくお願いたします。

まず、囲みのところをごらんいただきたいと思います。

四日市市教育委員会事務委任規則の抜粋でございます。

まず、沿革を申し上げますと、平成27年の地教行法改正の折に、まずその改正に当たっては、教育長が新教育長というところで、教育委員長と教育長をあわせ持った権限を持つ教育長の設置という中に、教育委員会の教育委員たちのチェック機能の強化というところで法律が変わりました、このような委任事務について報告の規定がまず地教行法になされました。

それを受けまして、この事務委任規則におきましては、以下の4つについて、年1回以上報告を行うというところで整理をさせていただいています。

まず、4条の(1)でございますが、第1項、教育委員会が所管する主要施策の成果、これにつきましては、この後ご報告させていただく決算の報告に当てさせていただきます。

そして、2番目の教育行政に関する計画の重点目標の達成状況につきましては、これは、点検・評価並びに白書のご報告をもってこの報告にかえさせていただいています。

そして、3番目でございますが、教育委員会が行った行政処分のうち重要なものという

ところで、今回、上の文章に書いてございますとおり、この重要なものは該当がないというところでございますが、そもそもこの行政処分のうち重要なものについての考え方でございますが、教育委員会の中で、まずほんとうに重要な、例えば教育機関の設置や廃止、こういうものにつきましてはそもそも委任事務ではないというところでございます。教育委員会議でそもそもお諮りするものがございます。

それから、私どもは定型的に、例えば情報公開の決定であるとか、行政財産の目的外使用の許可であるとか、また学校の指定であるとか、そういう定型的な行政処分につきましては、これは報告の必要がないものと考えております。

その中で重要なものに当たるものは、例えば、不服申し立てであるとか、異例の行政処分につきましては、定型外の特別な行政処分について、特に不服申し立てをイメージしておりますが、そういうものにつきましては報告のこの3号に当たるものとして考え方をまとめてございます。

今年度は、そういう不服申し立てであるとか、異例の行政処分につきましては、担当課において該当がなかったということをご報告させていただきます。

説明は以上です。

○葛西教育長 どうでしょう。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○葛西教育長 それでは、これよりさきにお諮りいたしました非公開の案件に入ります。

傍聴の方はおみえになりませんね。よろしいですね。